

ろう乳幼児が手話言語を獲得・習得できる機会の保障を目指し、 新生児聴覚スクリーニング検査における環境整備を求める特別決議

2000年から新生児聴覚スクリーニング検査を産婦人科等で行うことにより、出生直後に難聴を発見することが可能になりました。これにより早期療育や早期教育をさらに早い段階から始められることが期待されます。しかし、医師、療育機関、ろう学校の一部教員から、「人工内耳の早期施術が最善である」と一方的な情報を親に提供することにより、人工内耳手術に踏み切る例が多くあります。そのため、ろう乳幼児の人工内耳装着率が高まっています。

新生児聴覚スクリーニング検査の意義が歪められている危機感をわたしたちは持っています。検査はろう乳幼児だけのためにあるのではありません。当然ながら両親のためでもあります。検査によって難聴が早期発見されることは、すなわち我が子が聞こえないという事実を受け入れるための土壌の形成につながります。そのためにはろう乳幼児のコミュニケーションを早期に確立できるよう、まずその基盤となる、親子関係をしっかりとしたものにするためにも保護者への相談支援、学習支援が必要です。

人工内耳装着の有無に関わらず、ろう乳幼児には手話言語の獲得・習得を選択する機会を提供することが重要です。現状は、手話言語を獲得・習得できる場が限られており、手話言語に触れる機会のないろう乳幼児が多くいます。

保護者が安心して適切な相談支援・学習支援を受けられ、かつ、ろう乳幼児が手話言語を獲得・習得できる機会が保障されるためには環境整備が不可欠であり、下記のこと取り組んでいくことを決議します。

1. 新生児聴覚スクリーニング検査事業を全ての市町村で実施するとともに費用助成などの環境整備に取り組むこと
2. 新生児聴覚スクリーニング検査において、難聴が早期発見された場合は人工内耳装着のみならず手話言語の獲得・習得という情報を提供できる環境整備に取り組むこと
3. 将来を見通した人生設計ができるよう正確で公平な情報提供を図るため、聴覚障害当事者、福祉関係者、行政、教育関係者、医師等を含む「社会モデル」に立脚した公的相談機関を設置すること
4. 手話言語法において、大阪府の乳幼児期手話獲得支援事業と同様のろう乳幼児や両親の手話言語の獲得・習得の支援施策を盛り込むこと
5. 日本耳鼻咽喉科学会をはじめ、医療・教育関係者との話し合いの場を持ち、新生児聴覚スクリーニング検査の意義を改めて共有するとともに、一般財団法人 全日本ろうあ連盟の「人工内耳に対する見解」について理解いただけるよう取り組むこと

以上、決議します。

2019年6月16日
第67回全国ろうあ者大会